

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 令和6年5月9日（木）15:08～15:35
- 2 場所 永田町合同庁舎1階 第1共用会議室（オンライン会議）
- 3 出席

#### <WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
委員	安念 潤司	中央大学大学院法務研究科教授
委員	菅原 晶子	公益社団法人経済同友会常務理事

#### <関係省庁>

田中 普	法務省民事局商事課 課長
宇野 直紀	法務省民事局総務課登記所適正配置対策室 室長兼局付
小林 健太	金融庁総合政策局総合政策課 課長補佐
土居 富裕	金融庁総合政策局総合政策課 課長補佐

#### <自治体等>

川畑 千	北海道経済部ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン産業担当局長
中本 和弥	札幌市まちづくり政策局 グリーントランスフォーメーション推進室特区担当部長
久保田 研介	札幌市まちづくり政策局 グリーントランスフォーメーション推進室特区担当課長
七田 恒	札幌市まちづくり政策局 グリーントランスフォーメーション推進室調整担当課長
福永 真一	東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室 特区・規制改革担当部長
村本 一博	東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室 国際金融都市総括担当部長
鈴木 彰	大阪府政策企画部成長戦略局 国際金融都市担当課長
柏木 佑太	大阪府政策企画部成長戦略局 国際金融都市グループ グループ長（課長補佐）
新井 美穂子	大阪市経済戦略局立地交流推進部 国際金融企画担当 課長

奥本 孝司	大阪市経済戦略局立地交流推進部 国際金融企画担当 担当課長代理
平野 慎也	福岡県商工部企業立地課 企画監
岡崎 敏治	福岡市経済観光文化局国際金融機能誘致担当 課長
塩田 優一	福岡市経済観光文化局国際金融機能誘致担当 係長

<事務局>

河村 直樹	内閣府地方創生推進事務局 次長
安楽岡 武	内閣府地方創生推進事務局 審議官
正田 聡	内閣府地方創生推進事務局 参事官
元木 要	内閣府地方創生推進事務局 参事官
佐藤 弘毅	内閣府地方創生推進事務局 参事官

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事 行政手続きの英語対応（法務省）
- 3 閉会

---

○正田参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。  
本日の議題は、「行政手続きの英語対応」で、北海道、札幌市、東京都、大阪府、大阪  
市、福岡県、福岡市、法務省、金融庁に、オンラインで御出席いただいております。

本日の資料は、法務省から御提出いただいております、公開予定です。

本日の議事についても、公開予定でございます。

進め方でございますけれども、まず、資料の説明を、法務省から3分程度で御説明いた  
だきまして、自治体の皆様方からは各1分程度、順番につきましては、札幌市、東京都、  
大阪府、福岡市の順で、御発言いただければと考えております。その後、委員の皆様方  
によります質疑・意見交換に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは、「行政手続きの英語対応」に関します国家戦略特区ワーキンググ  
ループヒアリングを始めたいと思います。

関係者の皆様、本日は、お忙しい中、御参加をありがとうございます。

本件につきましては、3月22日に開催した特区ワーキンググループヒアリングにおきま  
して、法務省から英語での定款認証や商業統計についてのツールを用いた対応案など、前  
向きに御検討いただける旨の回答をいただきましたことから、本日は、スケジュールも含  
め、早期に実施するための具体的な対応策につきまして、お示しいただきたいと思います。

それでは、早速、法務省から、御説明をお願いいたします。

○田中商事課長 法務省民事局商事課長の田中と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、資料に基づきまして、御説明をさせていただきたいと思います。

前回、3月22日のワーキンググループにおきまして、様々な御指摘をいただいたところですが、その後、ワーキンググループの事務局も交えまして、一部の提案自治体ともお話を伺う機会をいただきまして、御要望の内容を整理するとともに、対応策について意向確認をさせていただいたところでございます。その上で、資料の下段になるのですが、法人設立登記や定款認証手続において、英語で申請手続が完結できるようにするという御意向に沿った方策として、法務省では、現在、地方自治体の御協力が得られることを前提に、申請書等の英語での作成を支援する方策について、次の2点について、検討を進めております。その内容について、御説明させていただきます。

三角の一つ目になりますけれども、比較的簡易な形態の株式会社及び合同会社について、英語で選択・入力したものが日本語に変換される申請書等の作成を支援するツールを新たに作成する方策でございます。

二つ目が、下の三角になりますけれども、このツールで対応できない形態の株式会社を念頭に、地方自治体における支援スタッフを介した申請手続等のサポートなど、地方自治体における取組と連携した方策を検討しているところでございます。

具体的なところを御説明いたしますと、一つ目のほうですけれども、外国人の方が申請書を作成するに当たって、英語を用いて必要な記載事項を入力したりプルダウン方式で選択したりすることで、日本語と英語が併記された申請書や必要な添付書類が自動で作成されるような支援ツールを新たに作成することを検討しております。支援ツールの対象として想定する簡易な形態の株式会社は、国家戦略特区における対応を前提として、まずは比較的シンプルな機関構成の株式会社や合同会社を対象として検討しているところでございます。

二つ目のほうは、地方自治体によって配置される支援スタッフを活用した方策となります。例えば、一つ目の支援ツールで対応できない会社については、地方自治体における企業説明会での通訳を介した手続案内の実施などを想定しております。また、支援ツールを用いた方策におきましても、申請書の補正などが必要となった場合に、通訳の協力を得ることができれば、より充実した支援策になるものと考えております。

実施時期、具体的な体制や事務処理方法については、今後、提案自治体と御調整させていただきたいと思っておりますので、引き続き御協力のほどお願いできればと思います。

法務省からは、以上でございます。

○中川座長 ありがとうございました。

それでは、法務省から示された対応案につきまして、各提案自治体から、御発言をお願いいたします。

まずは、札幌市から、お願いいたします。

○中本特区担当部長 札幌市グリーントランスフォーメーション推進室の中本です。ありがとうございます。

今回の法務省の御提案によりまして、外国の方が英語で申請等をできる体制が構築されること、大変ありがたく受け止めてございます。

札幌市としましても、海外企業の誘致に向けて、ワンストップ窓口を本年10月にも開設したいと考えておりまして、ここに常駐するコンシェルジュが、法務省の取組と連携いたしまして、通訳や申請のサポートを行うこともできると考えてございます。

一方、実際に現場の声を拾いますと、例えば、企業が海外から投資を受ける際など、登記簿謄本等の英訳、また、その真正性を証するために、相応の負担が生じている実態もまだあると伺っておりますので、引き続き、現場のニーズを踏まえた検討を進められるよう、協議の機会をいただけるとありがたいなと思っております。

札幌市からは、以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

次に、東京都から、お願いいたします。

○福永特区・規制改革担当部長 東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室の福永でございます。

法務省には、英語対応の御検討をいただきまして、ありがとうございます。

今回いただいた資料での支援ツールにつきまして、英語での選択・入力ということですが、こちらのうち、会社の名称や役員の住所あるいは会社の目的についても簡易な入力に対応可能なものであるかという点、あるいは、簡易な会社というところが、今後、今回の特区において誘致を図ろうとしている金融関係・資産運用業者あるいはスタートアップといったところにマッチしているかといったところなど、支援ツールの詳細について、引き続き、お聞きし、調整できればと思っております。

なお、外国人の氏名につきましては、在留カードや住民票につきましてもアルファベット表記が原則となっておりますので、登記や定款においても外国人の氏名や海外の住所についてアルファベット表記を可能とするというところについても、踏み込んだ御検討を期待したいと思っております。

自治体によるサポートという点につきましては、私どもの開業ワンストップセンターでの対応可能なものであるかというところについて、詳細について御調整いただけると助かります。

その上で、今回御提案いただきました支援ツールに加えまして、先日のワーキンググループで委員の先生方から御指摘のありました、取引の安全確保に課題がないような業態に限定した定款の英語化についても、是非引き続きの御検討をお願いしたいと思いますし、また、登記申請書につきましては、商業登記法で規定されている記載事項のうち登記すべき事項以外の項目は行政内部の使用ではないかと考えられますので、これについては、訳

するツールではなくて英語による直接の記入での対応についても併せて御検討いただけますと幸いです。

東京都からは、以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

次に、大阪府から、お願いいたします。

○鈴木国際金融都市担当課長 大阪府国際金融都市担当の鈴木でございます。

本日は、発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

法務省におかれましては、行政手続の英語化に前向きに御検討いただきまして、感謝を申し上げたいと思います。

お示しいただきました方向性につきましては、おおむね問題ないかと思っております。

ただ、一方で、我々が誘致したいと思っておりますフィンテック企業や資産運用業等の外国企業は、必ずしも簡易的な会社に限ったものではないと考えておりますので、例えば、AI翻訳ツールなどを駆使することで対象範囲を今後広げていただけるとありがたいと考えております。

また、自治体のサポートといたしましては、大阪府・市が既に設置しておりますワンストップサポートセンターのコンサルタントが補助的な役割として通訳を行うことは可能と考えております。ただ、あくまで補助的な役割ということで、提出書類の確認に対して責任を持つことまではできないということ、念のため、申し上げさせていただきたいと思っております。

大阪府からは、以上でございます。よろしく申し上げます。

○中川座長 ありがとうございます。

福岡市、お願いいたします。

○岡崎国際金融機能誘致担当課長 福岡市の国際金融担当の岡崎です。よろしく申し上げます。

法務省におかれましては、支援ツールの作成ということで、非常に前向きな対応を御検討いただいているということで、大変ありがとうございます。

私どもも開業ワンストップセンターを作っているところではありますが、そこに併設する形で、グローバル・ビジネス・サポートという、外資系金融機関や海外のスタートアップが福岡に進出する際の支援の相談窓口を設置しておりまして、既にそこで英語対応可能なスタッフも常駐しておりますので、そういう意味では、開業ワンストップセンターでの英語手続のサポートは、グローバル・ビジネス・サポートが伴走支援できる体制にあることから、スムーズに法務省の御提案についても対応できるのかなと感じているところでございます。

以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

法務省、各自治体からの御発言に対しまして、補足して御発言いただけることはござい

ますでしょうか。

○田中商事課長 法務省商事課長の田中でございます。

御指摘について、まとめてお答えする形にはなるかと思うのですが、この申請ツールなのですから、まずは簡易な形式でというところで考えておるところでございます。実際の入力のやり方みたいなところは、東京都からも御指摘があったように、極力記載はプルダウンなどを用いまして、入力は極力少なくするような形で対応は考えているところでございます。こちらの内容につきましては、その支援ツールの対象をどこまで広げるかといったところにつきまして、また自治体の御要望を踏まえながら対応は検討させていただきたいと思っております。ただ、株式会社の形は色々なパターンがあるものですから、これを網羅的に対応するということになる、費用対効果の関係で、かなりコストもかかってしまい、大阪府からもAI翻訳ツールというお話があったのですが、これを実際に実装するとなりますと相当な金額がかかってしまうというところもありますので、まずはできることから始めて、ニーズを伺いながら、費用対効果を含めて検討していきたいと考えているところでございます。

また、登記事項、氏名のアルファベット化については、また引き続きの検討課題ということで、ニーズを伺いながら検討していきたいと考えているところでございます。

自治体で支援スタッフを用意していただいてサポートするというところについては、具体的にどのように仕組むかといったところで、御要望を伺いながら、実際に使いやすいような形で、私どもとしても対応していきたいと考えております。そちらについては、引き続き御調整させていただければと思っております。

法務省からは、以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の先生方から、御質問、御意見をお伺いできればと思っておりますが、いかがでしょうか。

私から、いくつか、質問と言いますか、確認をさせていただきたいと思うのですが、本日御提案いただいた自治体で、このワンストップセンターあるいはグローバルセンターといった行政手続の英語対応をサポートいただけるような体制は、札幌市以外では、既に整っているものだと思ってもよろしいでしょうか。例えば、英語で話せる公証人との調整、通訳を配置するといった手間が生じると思っております。それが多分法務省の今回の対応の一つの前提になっているかと思うのですが、そういった体制は既に整っていると思ってもよろしいでしょうか。もし御発言いただける自治体がありましたら、お願いできればと思うのですが。

○岡崎国際金融機能誘致担当課長 福岡市です。

福岡市としては、全く問題なく、対応できるかなと考えております。

○中川座長 ありがとうございます。

札幌市は、これからということでもよろしいですか。

○中本特区担当部長 はい。そのとおりです。

○中川座長 いつ頃までに整備いただけると思えばよろしいでしょうか。

○中本特区担当部長 10月頃の開設を目指して、今、調整中でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

同じような質問を法務省にお願いしたいと思うのですがけれども、自治体側としては、既にスタンバイができていているところと、10月ぐらいまでに札幌市ではサポートセンターを開設いただけるということなのですからけれども、今回の一連の対応につきましては、どんなスケジュール感で御対応いただけるものかと思えばよろしいでしょうか。

○田中商事課長 具体的なスケジュール感のところまでは、ツールの開発等もあり、実際のサポートセンターの体制とかの調整などをさせていただくところもあるので、現時点でどこまでという明確なことは申し上げられないのですがけれども、自治体の御要望に沿った形で、スピーディーに、対応できるような形で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○中川座長 分かりました。

自治体からの御要望の中で、例えば、金融・資産運用特区みたいな形で想定されているような会社について、今回法務省に御提案いただいている簡易な形態の株式会社等はそれに当たる蓋然性が高いのか高くないのかという御質問があったと思うのですがけれども、それについては、いかがでしょうか。

○田中商事課長 こちらも、想定されている会社がどういった形態のものか、色々と伺わせていただかないと、なかなか対応できないかなといったところもございます。私どもとしては、元々スタートアップみたいなのが使われることが前提なのかなというところで、こういった形で御提案を差し上げているところなのですからけれども、また色々と御要望を伺いながら、どういった形態のものを用意すればいいのかといったところは検討していきたいと考えております。また、金融業という特区の趣旨を踏まえ、会社の目的の登記では、そのような業種のもが入るような形で整えていきたいと考えております。

以上でございます。

○中川座長 分かりました。

東京都からの御質問にあったと思うのですが、名前の英語表記とかの点につきましてはお答えいただいたところです。今回、法務省には、登記は非常に多くの方々に理解可能である必要があるという中で、最大限の手段を取っていただいているのかなとは思っているのですが、東京都の御質問の中で、必ずしも登記事項になっていないようなものは、要は、法務省の内部の理解を進めるという趣旨と理解してよろしいのでしょうか。

○田中商事課長 先ほどの東京都の御指摘なのですからけれども、申請書の記載事項で、登記すべき事項を提出してもらったとき、それ以外にも申請書に必要な申請者の名前とかを記載している欄がありまして、そういった点についておっしゃっているのかなと思っております。ただ、こちらは、登記所の内部で審査するに当たって、日本語の表記は必要だと私ど

もは考えております。こういった点も含めて、申請書の中で英語と日本語が併記される形でツールを用意することを考えているところでございます。

以上でございます。

○中川座長 分かりました。

委員の先生方、御発言はありますでしょうか。

先ほど法務省とやりとりをさせていただきましたが、自治体の方々から、何か御発言はございますでしょうか。

菅原委員、お願いいたします。

○菅原委員 提案者の自治体の皆様、どうもありがとうございます。

一方、法務省の皆様も、前向きなお答えをいただいて、どうもありがとうございます。先ほども御発言がありましたが、法務省としての体制のスケジュールは是非早めに明確にさせていただきたいと思えます。法務省の体制のスケジュールが見えてくると、今御提案いただいている自治体のみならず、ほかの自治体にも前向きな検討をしていただければと思いますので、是非早期に提示いただければと思っております。

もう一つ、公示の在り方ですが、グローバル時代において日本語で公示をし続けることに関して、合理性と言いますか、法務省としてどのようにお考えになっているのか、お伺いできればいいと思えます。

以上でございます。

○中川座長 法務省、お願いします。

○田中商事課長 まず、1点目、体制スケジュールは、おっしゃるとおりかと思えます。法務省としても、スケジュール、こういった形で進められるかということ、検討して、お示しできるようにしたいと考えております。

2点目の関係は、登記の公示の関係は、資料にも書いているところなのですが、我が国における取引の相手方が会社の登記事項を確認することにより取引の安全を確保することを目的としているというところがございまして、私どもとしては、日本における登記については日本語で公示する必要があるだろうというところは考えております。ただ、それ以外に何か工夫ができないかといったところは、引き続き、検討事項ということで、御要望も踏まえながら、考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○菅原委員 ありがとうございます。

国内といえども、グローバルビジネスの時代でもありますし、AI、翻訳ツールなどもある中で、公示の在り方の見直しも是非御検討いただければと思えます。

もう一つ、先ほどの質問とも類似しますが、法務省のスケジュールが見えてくると、ほかの自治体も触発されるのではないかとと思えます。現在は特区制度の活用ですけれども、ワンストップセンターと同等の対応ができる自治体の場合には全国で活用できるというイメージを持っていらっしゃるのかを確認できればと思えます。よろしく申し上げます。

○中川座長 法務省、いかがでしょうか。

○田中商事課長 御指摘の点については、そのような体制ができるのであれば、こういった特区と同じようなところは可能かなとは考えております。法務省側、実際の現場の登記所の対応も含めて、対応を考えていかなければいけないところはあるのですけれども、基本的に、自治体でそのような体制を整えていただけるということであれば、対応可能ではないかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○菅原委員 ありがとうございます。

○中川座長 ほかに御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、今回、法務省から対応としてお示しいただいたツールの導入によって、海外企業や外国人起業家の定款作成や商業登記手続が容易になることは、大きなメリットであると、ワーキンググループとしても、評価できました。

また、ツールの活用開始時期でございますけれども、明確にはおっしゃっていただいておりますが、自治体と調整の上、できるだけ早期の実施を目指すというお答えもいただいておりますので、自治体との調整も含めて、確実に実施できるようにしていただきたいと思っております。

各提案自治体から利用者に英語が話せる公証人を案内することや通訳などの御協力をいただけることを確認して、法務省からもウェブあるいは電話等の相談受付のサポートをいただけるという趣旨だと理解しておりますので、両者連携の下で、着実な実施体制を作りたいと思っております。

一方、本件に係る厚生労働省とのワーキンググループヒアリングでも申し上げましたけれども、昨年9月のニューヨークでの岸田総理スピーチでは、英語のみで行政対応が完結するよう規制改革を行うという発言がございましたので、最終的には、簡易な形態の会社に限らず、全ての手続が英語で完結できるように、引き続き御検討いただきたいと思えます。ひとまずはできる実効性の高いところから進めるということは十分理解しておりますが、最終的には、総理の発言にあるような、そもそも英語で登記ができないのかということも含めながら、検討をお進めいただけたらと思えます。

本件につきまして、何か御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃいませんでしたら、これをもちまして「行政手続きの英語対応」に関します国家戦略特区ワーキンググループを終わりたいと思えます。

関係者の皆様、ありがとうございます。